

令和5年度 第9回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和5年度第9回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和5年12月27日(水) 14:00~15:15	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 山田 隆見 2 下河内 昭博 3 川尻 一行 5 清水 正子 6 室元 文雄 7 中福 留美 8 田中 正彦 9 小原 正清		
欠席委員	4 村上 浩司		
出席者 総 数	出席委員 8名		
事 務 局 職 員	事務局長 猪垣 英治 書 記 佐山 靖裕 書 記 永村 由美 書 記 久保 彰裕 書 記 井上 翼 書 記 藤本 沙由里		
傍 聴 者	向井推進委員		
議 事 録 署名委員	6番 室元 委員 7番 中福 委員		
提出議題	議事 諸報告 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第41号 農用地利用集積計画の決定について 協議事項		

1 開 会

事務局長 年末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、御案内の時刻となりましたので、只今から令和5年度第9回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者は、委員総数9名中現時点で8名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立していることを御報告します。また、議事録作成のため、本会議を録音することをお知らせさせていただきます。

それでは、最初に小原会長が、皆様に御挨拶申し上げます。

議 長 今年最後の総会になります。気温の変化が大きいので体調管理が大変かと思いますが、病気には気付かせていただけたらと思います。

先月の30日と今月の1日に全国会長会議がありまして、その時の出張について報告をさせていただきます。大きくは12月ですから予算要求の確保に向けてお願いしたいと、その中の農業委員会関係では農業委員会機構に必要な予算。最適化交付金等の補助金やネットワーク機構の委員会の負担金の予算の確保。

二点目は、農地の有効利用の観点です。特に違反転用に対し、どのように基準を定めて対応していくかを明確にするという要望を出しています。もう一つは全体的なことなのですが、ウクライナ情勢やイスラエル等の問題がある中で食料の安定供給の確保、食料の安全保障、そういったものをちゃんとしましよーうといった中で、今度の基本法の改正に向けてそういったことを明確にして欲しいといったこと。農産物の再生産ができるような適正な価格形成をちゃんとして欲しいという要求もしている。その他、政策の話や担い手等の話、そのような要望を決議して、我々は地元選出の議員の方に要望を提出してきました。そういったことがあったということをお報告いたします。

事務局長 これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしくお願ひします。

2 議事録署名者の指名について

議 長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては、6番の室元委員と7番の中福委員の指名させていただきます。なお、書記に猪垣事務局長、佐山、永村、久保、井上の4名の書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 日程第3の諸報告です。事務局の方から何かありますか。

佐山書記 事務局から本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条の許可申請について。

2つ目は、農用地利用集積計画の決定について。以上です。

議長 日程第4の議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

佐山書記 議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和5年12月27日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、A、住所、江田島市江田島町●●、職業、無職。
譲受人、B、住所、江田島市江田島町●●、職業、農業。
所在地、江田島町●●__丁目__番__の1筆、面積は3,417㎡。
申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢で適正な管理が困難になり、遊休農地化していた当該地の引き取り先の農業者を探していた。」
譲受人は「面積が広くて多種類の農作物を耕作できる畑を探していた。今回、譲渡人と農地の売買について合意が得られたため、有償で譲り受ける。」
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 山田委員、お願いします。

山田委員 この農地は、●●__丁目□□跡地の一番上の段で、写真を見てもらうと分かるのですが、木もたくさん生えています。しかし今年でしたか●●の□□場のところの農地を買われて綺麗に作物を植えられるようにされている。それを見たら、ここを農地に変えるのもそんなに無理じゃないのではと思う。Bさんなら、そこに柿などを植えるのではないかと思います。よろしくお願いします。

議長 御質問等はありませんか。
■■のBさんがするというのですが、重機は持っているのですかね。

山田委員 重機は借りて作業しています。

議長 他に御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号2、譲渡人、C、住所、江田島市能美町●●、職業、無職。
譲受人、D、住所、江田島市能美町●●、職業、農業。

所在地、能美町●●字○○__番__の1筆、面積は2,480 m²。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「当該地を祖母からの相続により取得したが、利用方法について思案していた。今回、隣接地に居住する譲受人から申し入れがあったため、有償で譲り渡す。」

譲受人は「当該地が自宅の隣接地にあり、営農が便利になるため有償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 田中委員、お願いします。

田中委員 事務局の説明のとおり、間違いありません。よろしくお願いします。

議長 御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号3、譲渡人、E、住所、広島県安芸郡●●、職業、学生。

譲受人、F、住所、江田島市能美町●●、職業、自営業。

所在地、能美町●●字○○__番__ 外1筆、合計面積は354 m²。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により取得したが、居住地が市外のため遊休農地化している。今回、隣接地に居住する譲受人に有償で譲り渡す。」

譲受人は「当該地の隣接地で自家消費用の野菜類を耕作しており、利用が便利になり今後は、果樹も耕作していくため有償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 室元委員、お願いします。

室元委員 譲受地は先程の事務局からの説明のとおり、住居と隣接地で農地として利用するには良いと思います。よろしくお願いします。

議長 御質問等はありませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号4、譲渡人、G、住所、広島市南区●●、職業、建設業。
譲受人、H、住所、江田島市江田島町●●、職業、農業。
所在地、江田島町●●__丁目__番__の1筆、面積は357㎡。
申請理由は贈与で、譲渡人は「市外に居住しており適正な管理が困難になるため、兄である譲受人に無償で譲り渡す。」
譲受人は「以前から当該地を管理しており、隣接地にある自己所有の樹園地で営農しており規模拡大に当たるため、無償で譲り受ける。」
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 山田委員、お願いします。

山田委員 この農地は□□のGさんが、みかんを作っていて、そこにある土地で実際、今までもGさんが管理していたので大丈夫だと思います。

議長 御質問等はございますか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で、許可といたします。事務局は次をお願いします。

佐山書記 番号5、譲渡人、H、住所、広島市中区●●、職業、無職。
譲受人、I、住所、山口県岩国市●●、職業、無職。
所在地、能美町●●字○○__番__ 外4筆、合計面積2,070㎡。
申請理由は譲渡で、譲渡人は「相続により当該地を取得したが、広島市に住んでおり適正な管理が困難になるため、有償で譲り渡す。」
譲受人は「宅地建物と農地を一緒に購入し江田島市への移住を計画しているため、有償で譲り受ける。」
農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 室元委員、お願いします。

室元委員	事務局の説明のとおり、移住してこられるということで、所有者の方が適正に管理していただけたらと思います。よろしくお願いします。
議長	御質問等はございませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	番号 6、譲渡人、J、住所、広島市中区●●、職業、パート。 譲受人、K、住所、江田島市能美町●●、職業、公務員。 所在地、沖美町●●字○○__番__ 外 2 筆、合計面積は 1,576 m ² 。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「申請地を親からの贈与により所得したが、遠方に居住しており適正な管理が困難となる。今回、自宅を含めた土地の売買について合意が得られたため、有償で譲り渡す。」 譲受人は「□□として江田島市に勤務しており、定年を控えて家を探すとともに、所属する▲▲クラブの仲間と柑橘等の栽培を行うため、当該地を有償で譲り受ける。」 農地法第 3 条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。
議長	下河内委員、お願いします。
下河内委員	特に問題ないと思います。現在も綺麗にされていますので、大丈夫だと思います。よろしくお願いします。
議長	御質問等はございませんか。
田中委員	地図で農地の間の空白は何ですか。
佐山書記	墓地です。ちゃんと分筆もされています。土地は広いのですが車が入らない。家も綺麗ですけど、車が入りません。
議長	採決に移ります。許可に賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記	<p>番号7、譲渡人、L、住所、岡山市北区●●、職業、■●理事。 譲受人、M、住所、広島市中区●●、職業、会社員。 所在地、沖美町●●字○○__番__、面積は522㎡。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「岡山市から江田島市への移住を計画し当該地の管理に毎週耕作に来ていたが、予定が変わり岡山市での仕事が忙しくなり適正な管理が困難になるため、有償で譲り渡す。」 譲受人は「居住予定地の隣接地で耕作しやすいため、有償で譲り受け当面は広島市と江田島市を交互に居住しながら管理していく。」 農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>
議長	下河内委員、お願いします。
下河内委員	特に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	譲渡人の方は、移住の予定も無くなったのですよね。
下河内委員	譲渡人の方の予定は、無くなったと聞いています。
議長	他に御質問等はありませんか。
委員	無しの声あり。
議長	採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	全員挙手。
議長	全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。
佐山書記	<p>番号8、譲渡人、N、住所、江田島市能美町●●、職業、無職。 譲受人、O、住所、江田島市沖美町●●、職業、自営業。 所在地、能美町●●字○○__番1__外1筆、合計面積は830㎡。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「夫が亡くなり一人で何とか耕作してきたが、高齢となって適正な管理が困難になるため、隣接地で花屋を営む義妹に有償で譲り渡す。」 譲受人は「当該地の近隣で花屋を営んでおり畑の管理が便利になるため、有償で譲り受ける。今後は、販売用の花卉の作付けを計画している。」 農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。</p>

議 長 田中委員、お願いします。

田中委員 写真では見えにくいですが、適正に管理されています。事務局の説明のとおり、間違いありません。よろしくお願いします。

議 長 御質問等はありませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。以上で第3条の審議を終わります。議案第41号の農用地利用集積計画の決定について、事務局、お願いします。

佐山書記 議案第41号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について依頼があったので、農業委員会の議決を求める。令和5年12月27日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。
関係者であるP委員に一時退席をお願いします。

番号1、所在地、沖美町●●字○○__番、現況地目、畑、面積1,136㎡。
貸し手氏名、Q、住所、広島県安芸郡●●、間に農地中間管理機構が入るのでこういった書き方をしています。一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団 理事長 池田 浩二、住所、広島市中区大手町、借り手は農地中間管理機構を通して、合同会社R 代表社員 P、住所、江田島市沖美町●●__番地__、利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、果樹、始期、令和6年1月1日、終期、令和15年12月31日、借賃、7,952円/年間、口座振込、今も既存の果樹園をさかれて、そのまま受け継いでされるそうです。以上、新規案件1件。

議 長 御質問等はありませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 本計画について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、本計画は決定とします。続きまして日程第5の協議事業ですが、事務局から何かありますか。

P委員、着席。

佐山書記 以上で議案は終わりました、江田島市版農地バンクについて、井上から説明があります。

井上書記 江田島市農地バンク制度（案）について説明する。（省略）

議長 要は農地が荒れた状態からの流動化というのは難しいので、荒れる前に良い農地については情報提供して一定期間の管理をして、それ以上荒れないようにしてPRをする。そうすると、それを見た人がこれならすぐできるねという状態を広く知らせるとい目的です。当面は少ない数でやってみて、それがうまくいくようであれば、調査を踏まえていい条件の土地については、どんどんPRしていく。というやり方をしたいなということで、実は今年度の予算要求をしていて、4月の予算説明の時にあったと思いますが新規予算でとっている事業です。

山田委員 この農地は、農業だけで使う農地なのか。それともソーラーパネルも含めた農地なのか。

井上書記 一応、江田島市のルールを決めさせてもらおうと思っっていますが、基本的には農業だけで使ってもらおうということなので、3条申請案件だと思います。ソーラーパネルですと、農地バンクの趣旨から反することになるので、そこは縛りを入れさせてもらおうと思っっています。

山田委員 看板を見てソーラーパネルをしたい人がいれば市役所に行けば土地が見つかる。ただ、この農地をどういうふうにするか。今、市場の様子を見ても何を植えたら利益が上がるのか分からない。キャベツなどを植えても10キロが600円ぐらいにしかない。苗が一本60円ぐらい掛かって市場で600円なら自分達で食べたほうがいいぐらいだ。

昔の農業に比べるとかなり利益が上がらないので経営もやっていけないと思う。本気でやっっていくなら規模拡大してどんどん作物を植えて、というふうにできるなら露地でも借りてやれば規模拡大していける。市場の様子を見るとそれも中々難しい。今から▲▲の方まで規模拡大しても輸送の手段がない。大須の方は番船という運送会社があるのでいいが、他は市場にいつも行く人がいない。そういうところがあるので規模拡大して野菜を植えてもできないし、花を植えてもできない。規模拡大して野菜を植えても何の野菜を植えたらいいのか分からない。逆に野菜価格が暴落した時が問題、今でも安い時は300円とかなり、よく考えないといけない。

ハウスなどを建てさせてほしいと言われたら建物は建てないでほしいという人もでてくる。露地なら貸してもいいという人もいる。建物を建てるのは嫌われますよね。

議長　そこは営農を希望される方との話し合いになると思う。何を作るか作らないか、儲かるか儲からないかはやってみないと分からない。ただ営農したい方の意向を見ながら、それがハウスなのか露地なのか分からないが情報提供しながら、できるだけ参入しやすいような、規模拡大を含めて、ほっとけば荒れていくばかりなので、事前に止めたいということで、どこまで効果がでるかは分からない。当面、今年度はこういった形でやっていきたい。ずっと草刈りだけで終わるかもしれない。

川尻委員　その可能性はあります。

山田委員　農地中間管理機構を通して登録していても、登録したときはそんなに草が生えていなくても、そのうち木が生えてくる。5年経ってもまだ借りる人がでてこない。そのまま管理もせず放置させておけば草が生えてどうにもならないようになる、そのうち木が生えてくる。そこを農地中間管理機構がどういうふうにしてくれるか。

山田委員　貸す方は、農地中間管理機構を通したから借りてくれるだろうと思う。ところが農地中間管理機構は、ただ帳簿上のリストに載るだけで、畑自体は管理していない。

川尻委員　農地中間管理機構とは、どういう団体でできているのですか。

議長　100%国も含め県がこういった団体を作っている。そこで県のOBや現職の人が出向して運営している。

山田委員　一時期、草刈りなど管理をしてくれたら費用を農地中間管理機構が負担するという話があった。あれはどうなったのですか。

井上書記　あれも一応できるといえばできる。農地中間管理機構の代わりに協議会などが管理して管理したお金に関しては農地中間管理機構からお金がもらえるという制度ですよね。制度的にはありますが、就農する人が決まっていてその人が、例えば2年後にしか就農が出来ないので、その間だけ管理しますよ。という制度なので、就農する人ありきの事業なので、今回のようなもったいない土地があるので誰か使ってくれないかな。ということには使えない状況です。ですので、今回は解消するためにこの事業を入れさせてもらいたいと思っています。

後、草刈りばかりして終わっていくこともあると思います。それなので、半年あるいは1年程度で、土地を変更していこうと思います。1年間草刈りをしてマッチングできなかった時、今後10年間自分たちが草刈りをし続けていくのかといたら、それは中々難しい話ですので1年間で出来なかったら違う土地、出来なかったら違う土地という形でいきたい。

山田委員　それは返すということですか。

井上書記 所有権の移転自体行わない予定で、そこに対して事業を入れさせていただけたらと思います。

川尻委員 貸したいという土地は、ある程度あるかもしれないが、借り手はこない。これをやったら儲かるというのがあればいいかもしれないが中々難しい。

議長 この事業だけでなくとも、やってみないと分からない。

川尻委員 そこまで、指導ができるのならいいが、これを植えたら絶対に儲かるというようなものがないから不安で借りた方も迷いますよね。

山田委員 借りると言っていた土地の隣が□□さんの借りている土地なのだが、あの方がずっと草を刈ったり耕運機で鋤いたりしている。でも、あの土地は農地中間管理機構が管理しているでしょ。あんなのでもしてくれたら、いくらかでも農地中間管理機構が出してくれたらいいのに。

井上書記 川尻委員、山田委員のおっしゃるとおりで、農業自体が土地も何も持っていない人が始めるには、始めづらいし、お金を稼ぐというのも難しい状況です。

川尻委員 私ら年寄りだから、良い案がでてこない。

議長 先程、挨拶の時に申しあげました通り、再生産ができるような形成を要望している。ちょうど皆様ご覧のとおり農業委員会も細かにならなくて、その代表が自民党の坂本哲志、この方が農林大臣になりましたが、彼がその辺のところは今までの挨拶を聞く限り割と力を入れてくれているようです。そのあたりの使用形成を楽観的ではありますが、見てみたいと思います。いつも言っているのは最低賃金の時給制限を多くの方はとってない、その中で農業をやるといっても中々ついてこない。

川尻委員 時給制限も今千円だが、千五百と上がっていくと雇ったりするのが中々難しいと思う。

議長 一部の有能な方や条件を満たした方は出来ているが、その人たちだけで日本の胃袋を満たすことは出来ないのでは、そのあたりは議論としては出ています。

川尻委員 法人とっていますが、農業法人も少ない。

議長 農業法人も結構、潰れているところもあります。
川尻委員 結局、赤字が多いから。

議長 どんどんその人に依存していくと、その人たちが回らなくなって潰れていく。結局、人に借りた農地が全部空いていく、ということが全国に結構あります。

その辺りはよく見ないといけないなと思っています。

川尻委員 全くないことはないだろうが、露地だとどうしても、施設がないとね。

議長 そういった形でやらないと、特に江田島市は土地が少ないので、そこも考えないといけないな、と思っています。皆様の意見を農業委員会としても整理をしながら方向性を示していけたらと思っています。

私の方から、二点程、別の話になり、お願いになるのですが、一点は知り合いから相談があって、40代前半の方が年度末で退職して4名で会社を興す。ジビエなどイノシシのことで江田島市に恩返しをしたいと、非常に理想的なことを語っていて、県外の方なので江田島に移住をすると、1人の方は小用に家を建てていて意志は固いようです。それで処理場を確保したいのですが、どこかないですかと相談されております。良い話なので相談にのっているのですが、皆様にお願いで、そんなに大きくなくても、車を横付けするような10畳か12畳ぐらいの土地が、どこかにないか。もし該当するようなところがあれば教えていただけたらと思います。

川尻委員 ジビエを深江の方で、している人がいますよね。

山田委員 市が建物を建てるとかはしないのか。

議長 市では、できないと思います。

山田委員 世羅に研修で行きましたよね。そこでは市が建てていましたよ。イノシシを車の後ろに積んでそれを入れるというふうに。

佐山書記 大赤字ですよ。

山田委員 赤字ではなく、利益を追求しないのだから。ただイノシシをとって、細かく切った後は廃棄処分する。

室元委員 市の空いた建物があるのでは。

議長 昔の保育所などを考えていて、あそこは基本的に売るところですが、調べたところ基本的には売るのが買い手が無いところは貸し借りもあるよ、という話も聞いているので、一旦そこを紹介しようかと思っています。

川尻委員 かなりの水があるところじゃないといけないのでは。

佐山書記 住民から反対の声が出ると思いますよ。鹿川の旧保育園などですることになったら周りの住民が反対すると思いますよ。

議長 その辺は彼らも勉強して知っているの、綺麗な浄化施設を作ると考えていると思います。

川尻委員 建物の中でやらないと売り物にならない。

佐山書記 保健所も許可がでないですね。

中福委員 倉橋の方で一時期ジビエの肉を温泉館などに置いていましたよね。今無くなったという話ですよね。倉橋の処理場。

議長 イノシシがいないから開店休業状態です。

中福委員 それで辞めているのですね。

議長 一応皆様の頭の中に入れておいていただけたらと思います。
あともう一点、前回の総会の際に、ふるさと納税返礼品で業者からお願いがあつて説明があつて、事務局が登録してほしいということで登録したのですが、私は柑橘なのですが、そんなに注文する人いないだろうと思っていたら、結構来て回らなくなった。今年は特に予想できなくて、予想していたよりも蜜柑が小さく、Mサイズで指定して来るものだから採れなかった。

川尻委員 柑橘組合があるのでは。

議長 来年は柑橘研究会が各町にあるので、お願いしてやろうかなと思っています。また、皆様方で知り合い等がいましたら、登録していただければなと思います。本当は農協が一括に受ければいいのだが、ここの農協は選果を倉橋に持っているから、江田島市のものじゃないといけないので、返礼品の場合使えない。個人でやっていかないといけない。

室元委員 農協に持っていけばいいのでは。

議長 農協としてまとめてするから、aさん、bさんで分けないでしょ。

室元委員 飛渡瀬の農協に個人として持っていけばしてくれるのでは。

議長 農協集荷として一括にするので、やってない。粗選別でコンテナに入れるので、綺麗なやつを出さないといけない。

川尻委員 個人でやるので、たくさん来た時対応ができない。
議長 ですから来年は考えてやらないといけない。先着何名様までとかに決めないといけない。

佐山書記 山田委員、きゅうりも、やったら良いのでは。

議長 江田島町のきゅうりは、良いですよ。

室元委員 きゅうりの値段が高いのは、無いから高い。

議長 私も値段設定を市場価格より安くしてしまった。
そんな感じで、皆様にも協力をお願い致します。事務局、お願いします。

佐山書記 12月7日に11名の方にブロック研修会に出席していただきました。皆様ありがとうございます。推進委員の方にもたくさんでいただき、大変勉強になったと思います。

以上をもちまして、農業委員会の総会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。